



上告状兼上告受理申立書

令和7年9月3日

最高裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 津 久 井



控訴人ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典



控訴人ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐

控訴人ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊



控訴人ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍



【当事者の表示】

〒654-0052 神戸市須磨区行幸町3-2-6

上告人兼上告受理申立人 宗 岡 明 弘

外4名（別紙上告人兼上告受理申立人目録記載のとおり）

〒662-0832

兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS5階（送達場所）

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

電話 0798 (68) 3161 FAX 0798 (68) 3162

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進

〒530-0047

大阪市北区西天満4-11-22 阪神神明ビル9階902

梅田新道法律事務所

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武

〒530-0047

大阪市北区西天満5-1-3 南森町パークビル4階

北口・繁松法律事務所

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行

〒650-0013

神戸市中央区花隈町23-23 第二花隈ダイヤハイツ101

神戸花くま法律事務所

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦

〒662-0832

兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS5階

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

被上告人兼相手方 神戸市長 久 元 喜 造

【損害賠償請求行為請求上告兼上告受理申立事件（住民訴訟）】

上記当事者間の大阪高等裁判所令和6年（行コ）第124号損害賠償請求行為請求控訴事件（住民訴訟）について、令和7年8月29日に言い渡された判決（同日正本送達）は不服であるから、上告を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 上告・上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告・上告受理申立ての理由

追って、理由書を提出する。

以上

【付属書類】

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 上告状兼上告受理申立書副本 | 1 通 |
| 2 訴訟委任状 | 5 通 |